使用済み二輪車流通実態調査 (自治体アンケート結果)

2018年9月

公益社団法人全国都市清掃会議

二輪車リサイクル参加事業者連絡会

合同会社エコ・インテレクト

目 次

1. アン	/ケート調査の実施要領	
1-1.	目的	
1-2.	対象	
1-3.	調査方法	
1-4.	期間	
1-5.	回収率	
1-6.	本報告書における用語の定義	2
2. 調査	£結果まとめ	
3. 調査	£結果の詳細	8
3-1.	使用済み二輪車(オートバイ)の取扱いついて	8
3-2.	二輪車リサイクルシステムの認知度	15
3-3.	放置車両について	22
3-4.	不法投棄車両について	28

(添付) 二輪車アンケート調査回答票

図表目次

図	1	住民からの廃棄二輪車引取有無	8
図	2	引取車両の排気量	9
図	3	引取車両の扱い	10
図	4	引取車両の委託先廃棄物処理業者	11
図	5	適正処理困難物への指定有無	11
図	6	適正処理困難物指定の根拠	12
図	7	引き取らない場合の引取先紹介の有無	12
図	8	紹介する引取先の具体	13
図	9	紹介している二輪車販売店の種類	14
図	10	二輪車リサイクルシステムの認知度	15
図	11	全都清会員・非会員別の二輪車リサイクルシステム認知度	15
図	12	人口区分別のリサイクルシステム認知度	16
図	13	廃棄二輪車引取有無別の二輪車リサイクルシステム認知度	16
図	14	二輪車リサイクルシステムについて住民への案内方法	17
図	15	自治体排出車両受け入れシステムの活用有無	17
図	16	廃棄二輪車引き取り有無別の自治体排出車両受け入れシステム活用有無	18
図	17	二輪車リサイクルシステム認知別自治体排出車両受入システム活用有無	18
図	18	自治体排出車両受け入れシステムを活用する理由	19
図	19	自治体排出車両受け入れシステムを活用しない理由	20
図	20	放置車両の有無	22
図	21	放置車両のある場所	23
図	22	放置車両の撤去後の取扱い	25
図	23	放置車両の撤去後の扱いに関する条例の有無	26
図	24	不法投棄車両の有無	28
図	25	不法投棄車両のある場所	29
図	26	不法投棄車両の撤去後の取扱い	31
図	27	不法投棄車両の撤去後の扱いに関する条例の有無	32

表 1	本調査対象の母数及び回収率	2
表 2	放置車両、不法投棄車両の把握自治体数、台数	6
表 3	引取台数の把握の有無・平均引取台数	9
表 4	放置車両台数	22
表 5	放置車両の有無別の『自治体排出車両受け入れシステム』活用状況	26
表 6	放置車両を「車両のまま売却」と回答した自治体における条例の有無	27
表 7	不法投棄車両台数	29
表 8	不法投棄車両の有無別の『自治体排出車両受け入れシステム』活用状況	32
表 9	放置車両を「車両のまま売却」と回答した自治体における条例の有無	33

1. アンケート調査の実施要領

1-1. 目的

本調査は、自治体における、①廃棄二輪車の引取実態、②二輪車リサイクル自主取組みの認知度(一般家庭で使用される二輪車の廃棄先としての『二輪車リサイクルシステム』、及び自治体が排出者となる場合の『自治体排出車両受け入れシステム』の2つについての認知度)、③放置車両・不法投棄車両の状況、について把握することを目的とする。

1-2. 対象

全市区町村合計 1,741 自治体を対象とした。

1-3. 調査方法

調査票の配布は、①公益社団法人全国都市清掃会議(以下、「全都清」)会員に対しては、全都清ホームページに掲載したうえで、協力依頼の電子メール送付、②非会員に対しては全都清封筒を用いた郵送により行った。回答は、回答入力画面を全都清ホームページに設定し、オンラインによる回答を原則としつつ、オンライン入力できない場合は FAX での調査票回収とした¹。

回答に不明瞭な点がある場合は、個別に電子メールまたは電話により内容を確認した。

1-4. 期間

調査票の配布から集計までの実施日程は以下のとおり。

(平成30年)

- 5月14日 非会員自治体へ調査票の郵送
- 5月15日 全都清 HP に案内と調査票を掲載。
- 5月16日 会員に電子メールで協力依頼
- 5月15日~6月8日 回答期間
- 6月8日~6月28日 電子メールまたは電話による個別確認
- 7月9日 集計

1-5. 回収率

調査対象とした 1,741 自治体のうち、1,142 自治体から回答があり、回収率は 65.6%、人口比では 82.8%であった。また、全都清の会員非会員の別で回答率をみると、会員が 87.0%、非会員が 59.0%であった。(表 1 参照)

¹ 回答のあった 1,142 自治体のうち 617 自治体が FAX 回答であった。オンラインでの回答が制限されている町村もあったが、回答の仕方に不明点がある場合等に余白を使いやすい FAX 回答が好まれたためと考えられる。

表 1 本調査対象の母数及び回収率

調査対象	母数	有効回答数(n)	回収率(%)
正会員市区町村	409	356	87.0
人口	91,531,197	81,717,964	89.3
非会員市町村	1,332	786	59.0
人口	36,375,889	24,147,984	66.4
総数	1,741	1,142	65.6
総人口(注)	127,907,086	105,865,948	82.8

注) 平成29年1月1日住民基本台帳による。

1-6. 本報告書における用語の定義

本報告書における用語の定義は以下のとおり。

二輪車:

道路交通法と道路運送車両法によって区分が異なっている(参考「二輪車の法律上の区分」 参照)。道路交通法は、道路交通に関する規定であり、道路運送車両法は、車両の技術基準に ついての規定である。本報告書では、道路運送車両法の区分に基づく車種の捉え方を踏まえ つつも、「使用済み二輪車の引取実態」の質問では50cc以下と51cc以上の区分を設け、引き 取り有無を調査した。これは、多くの自治体において、自治体の処理施設の能力の都合上、 50ccまでの車両を粗大ごみとして扱っており、50ccが一つの目安になっていることによる。

● 使用済み二輪車:

ユーザーが使用したのち、廃棄、売却を問わず手放したもの、とする。

● 廃棄二輪車

ユーザーが廃棄の意図をもって手放したもの、とする。

● 中古二輪車

国内で販売され、購入者が購入後、これを売却したもの、とする。

● 放置車両

所有者に車両を使用する意思はあるものの、駅前駐車場などに長時間放置されているもので、 ナンバープレートがついているもの。

• 不法投棄車両

所有者が使用する意思を失くした車両が河川敷や山中などに投棄されたもので、ナンバープレートがついていないもの。

参考「二輪車の法律上の区分」

排気量(cc)	道路運送車両法	道路多	を通法 しゅうしゅう
		免許の種類	車両の区分
0~50	第一種	原動機付自転車免許	原動機付自転車
	原動機付自転車	(原付免許)	(原付)
	(原付第一種)		
~125	第二種	普通自動二輪車免許	普通自動二輪車
	原動機付自転車	(小型限定)	(普通二輪)
	(原付第二種)	[AT 小型限定普通二	
		輪免許]	
~250	二輪の軽自動車	普通自動二輪車免許	
	(軽二輪)	(普通二輪免許)	
~400	二輪の小型自動車	[AT 車限定普通二輪	
	(小型二輪)	免許]	
400 超		大型自動二輪車免許	大型自動二輪車
		(大型二輪免許)	(大型二輪)
		[AT 限定大型二輪免	
		許 650cc]	

2. 調査結果まとめ

① 廃棄二輪車引取り

- 住民からの廃棄二輪車の引取り有無については、90.7%(1,036 自治体)が「引き取っていない」と回答し、「引き取っている」自治体は9.3%(106 自治体)であった(Q1)。また引き取っている場合は、「50ccのみ」としている自治体が87.7%(93 自治体)で、全排気量を引取対象としている自治体は12.3%(13 自治体)であった(Q1-1)。2013年に実施した調査(公益社団法人全国都市清掃会議「使用済み二輪車流通実態調査(自治体アンケート結果)」2013年10月。以下、「前回調査」)と比べると、「引き取っている」自治体の割合は減少し(前回調査:12.7%、109 自治体)、全排気量を引き取っている自治体の割合は減少した(前回調査:17.4%、19 自治体)。
- 引取った廃棄二輪車の処理方法については、「自らの施設で処分」が 55.7% (59 自治体)、廃棄物処理業者に委託処分が 29.2% (31 自治体)、「車両のまま売却」が 19.8% (21 自治体)であった (Q1-3)。前回調査で最も多かった「売却」が 45%から 19.8% に減った一方で、「自らの施設で処分」が 43.1%から 55.7%へと増加した。

- 廃棄二輪車を引き取っていない自治体 (n=1,036) が、二輪車を適正処理困難物に指定 しているかについては、「指定している」が 55.1% (571 自治体)、「指定していない」 が 44.1% (457 自治体) であった (O1-4)。
- 引取っていない自治体については、引取先を紹介している自治体が 58.8% (609 自治体)、紹介していない自治体が 40.6% (421 自治体) であった。紹介先は、『二輪車リサイクルシステム』コールセンター電話番号が最も多く 64.2% (391 自治体)、次に多かったのは「二輪車販売店」56.3% (343 自治体) であった (Q1-6)。
- 二輪車販売店を紹介している場合の紹介先の販売店の種類は、「『二輪車リサイクルシステム』における廃棄二輪車取扱店」が39.7%(136 自治体)、「取扱店以外の販売店」が11.7%(40 自治体)、「廃棄二輪車取扱店及び取扱店以外の販売店」が48.7%(167自治体)であった。(n=343)(Q1-6)。

以上より、廃棄二輪車を引き取る自治体は全体的に減じており、引き取っている場合も50cc 以下に制限している自治体が大半であり、引取後は売却するのではなく、自己処理や廃棄物処理業者への委託により処分するケースが増えている。

引取りを行わない自治体においては、引取先を特に紹介していない場合も多くあるが、紹介している場合には、『二輪車リサイクルシステム』コールセンターを紹介している自治体が、販売店を紹介している場合よりも多い。ちなみに、販売店を紹介する場合は、廃棄二輪車取扱店に限らず紹介する場合が多い。

② 二輪車リサイクルシステムの認知度

- 『二輪車リサイクルシステム』の認知度については、全体の64.0% (731 自治体)の自治体が「知っている」とし、「知らない」と答えた自治体は36.0% (411 自治体)であった。「知っている」と答えた自治体の割合は、前回の61.3% (525 自治体)より増加している。さらに、自治体の人口規模別にみると、人口の多い自治体ほど認知している。10万人以上の自治体では90%以上が「知っている」と回答している。一方で、5万人未満の人口の自治体では半数が「知らない」と回答している(Q2)。
- ユーザーからの廃棄二輪車の引取り有無とリサイクルシステムの認知度との関係では、 引取りを行っている自治体の 67.9% (72 自治体)、引取りを行わない自治体の 63.6% (659 自治体) がシステムを知っているとしており、大差はない。
- 『自治体排出車両受け入れシステム』の活用状況については、「知らない」と答えた自 治体が過半であり(60.1%、686 自治体)、「知っているが活用したことはない」が36.8% (420 自治体)、「活用したことがある」は3.2%(36 自治体)、であった。前回調査で

は「活用する」と答えた自治体は 16.6% (142 自治体)であったが、今回の調査では実際に活用している自治体はその割合に至っていない (Q3)。現在「活用している」自治体が活用理由に挙げた内容は、前回同様に「無料だから」と「安心して処理委託できるから」が多かった (Q3-1)。「知っているが活用したことはない」と答えた自治体 (n=420) はその理由について「自らが排出者になることはないため」を挙げたところが最も多かった (69.0%、290 自治体) (Q3-2)。

● ユーザー向け『二輪車リサイクルシステム』の認知有無と、『自治体排出車両受け入れ システム』の活用状況の関係では、『二輪車リサイクルシステム』について認知してい る自治体の半数以上(60.4%、441自治体)が『自治体排出車両受け入れシステム』に ついても活用または認知している。

『二輪車リサイクルシステム』の認知の度合いは前回調査時から増加傾向にあり、自治体が紹介する引取り先は、二輪車販売店よりも「二輪車リサイクルシステム」のコールセンターとなっている。

『自治体排出車両受け入れシステム』については、「知らない」自治体が「知っている」を上回り、実際に活用している自治体も多くない。ただし、『二輪車リサイクルシステム』を知る自治体では半分以上が『自治体排出車両受け入れシステム』を認知している。

今後、自治体に対して二輪車リサイクルシステムの周知を進める際は、『自治体排出車両受け入れシステム』の制度説明とを併せて案内することが有用である。また、二輪車リサイクルシステムの周知が遅れている人口 5 万人未満の自治体に対しては、重点的な周知活動が必要であると考えられる。

③ 放置車両、不法投棄車両の状況

- 自治体所轄エリアにおける放置車両、不法投棄車両については、放置車両が「ある」は 18.6% (212 自治体)、「なし」は 38.8% (443 自治体)、「把握していない」が 42.6% (487 自治体)であった (Q4)。一方、不法投棄車両については、「ある」が 20.4% (233 自治体)、「なし」が 38.8% (443 自治体)、「把握していない」が 40.7% (465 自治体)であった (Q7)。前回調査と比べると、放置車両と不法投棄車両の双方について、「ある」と回答した自治体が微減した。(前回調査・放置車両: 25.7%、220 自治体、前回調査・不法投棄車両: 28.6%、245 自治体)
- 放置、不法投棄がある場合の台数について、平成28、27、26年の各年度で台数把握の有無、把握している場合の台数を問い、回答台数の平均、最大、合計、を整理した(Q4-1)。その結果、把握の有無については、不法投棄車両よりも放置車両についての方が「把握している」と答えた自治体が多く、その数についても平均、最大、合計、の全てにおいて、不法投棄車両よりも放置車両の方が3~5倍多かった。(表2)

表 2 放置車両、不法投棄車両の把握自治体数、台数

	有り ():自 治体数	無し ():自 治体数	有無把 握無し		
	18.6%	38.8%	42.6%		
放置	(212)	(443)	(487)		
	(n=1,142)				
不	20.4%	38.8%	40.7%		
不法投	(233)	(443)	(465)		
棄	(n=1,1)	142、無回行	答=1)		

	年度		台数把握有無の 自治体数		把握している場合の台数	
	平成	把握あり	把握なし	平均	最大	合計
	28	133	79	22.70	318	2,565
放置	27	128	84	28.37	315	2,667
	26	119	93	27.65	299	2,627
不	28	120	113	5.43	70	500
不法投棄	27	97	136	6.86	120	480
棄	26	90	143	7.57	130	507

- 撤去した放置車両の扱いについては、委託による処分(一廃または産廃、一廃及び産廃)が 626 自治体で最も多く、「車両のまま売却」と「解体して売却」とをあわせた「売却」は 241 自治体であった。また、「事例がない」「撤去していない」という回答は 131 自治体であった。(Q5)
- 不法投棄車両の撤去後の扱いについては、委託による処分(一廃または産廃、一廃及び 産廃)が695自治体で最も多く、「車両のまま売却」と「解体して売却」とを合わせた 「売却」は205自治体であった。また、「事例がない」「撤去していない」という回答は 111自治体であった。(Q8)
- 放置車両・不法投棄車両が存在する場合の、自治体による『自治体排出車両受け入れシステム』を活用している自治体は 10%未満であり、自治体排出システムの存在を「知らない」と答えた自治体が半数近くにのぼった。

● 放置車両・不法投棄車両の扱いを定めた条例があるとした自治体は、放置車両では 24.5%(280自治体)(Q6)、不法投棄車両では16.3%(186自治体)(Q9)であった。

放置車両と不法投棄車両が「ある」とした自治体は、ともに、回答自治体の 20%前後だが、前回調査に比べて減少している。不法投棄より放置車両について台数を把握している自治体の方が多く、台数そのものも、不法投棄より放置車両の方が多くなっている。

撤去後の処理については、放置、不法投棄とも、委託による処分が売却よりも多い。大半が処理方法を条例で定めてないが、不法投棄車両よりは放置車両の方が条例での定めが多くみられる。また「事例がない」「撤去していない」との趣旨の記述が多くみられ、多くの自治体で撤去事例がないために処理方法についても特に決めていない状況にある。撤去した放置車両や不法投棄車両について、『自治体排出車両受け入れシステム』を実際に活用している自治体は多くなく、システムの存在について『知らない』と答えた自治体も多い。

結果まとめ

①廃棄二輪車引取り

- 廃棄二輪車を引取っている自治体は少なく、(前回調査に比べ)減少している。
- 引取っていない場合は、二輪車リサイクルコールセンターを紹介しているが、特に紹介 していないという自治体も多い。販売店を紹介している場合は、廃棄二輪車取扱店とそ れ以外の販売店とを区別せず紹介していることが多い。

① 『二輪車リサイクルシステム』の認知度について

- 自治体の半数以上が『二輪車リサイクルシステム』について認知しているが、小規模自 治体の認知度は低い。
- ただし、『自治体排出車両受け入れシステム』は、『二輪車リサイクルシステム』の認知 度合いに比べて低い。

③放置車両、不法投棄車両

- 平均、最大、合計ともに不法投棄車両よりも放置車両の方が多い。
- 放置車両、不法投棄車両共に「ある」と回答した自治体数は(前回調査に比べ)減少している。
- 撤去後の処理は、売却よりも委託による処分が多い。
- 放置車両や不法投棄車両が「ある」自治体でも実際に『自治体排出者受入れシステム』 を活用したことのある自治体は少なく、システムを「知らない」とする自治体も多い。

3. 調査結果の詳細

3-1. 使用済み二輪車(オートバイ)の取扱いついて

(1) 廃棄二輪車の引取有無

【Q1】住民から廃棄二輪車 (オートバイ) を引き取っていますか (平成 28 年度実績) (SA)

▶ 「引き取っていない」と回答した自治体は90.7%(1,036 自治体)あり、「引き取っている」と回答した自治体9.3%(106 自治体)を大きく上回った。(n=1,142)(図1)

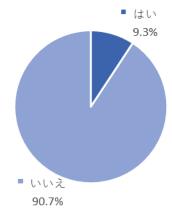


図 1 住民からの廃棄二輪車引取有無 (n=1,142)

▶ 前回調査(n=856)と比較すると、「引き取っている」自治体が微減した(前回:12.7%、 109 自治体)。

(2) 引取車両の詳細

【Q1-1】引取車両の種類は次のうちいずれですか(SA)

▶ 「引き取っている」と回答した自治体 (n=106) のうち、「50cc 以下のみ」の車両を 引き取っているとした自治体²は87.7% (93 自治体)、すべての排気量を引き取ってい るとした自治体は12.3% (13 自治体)であった。(図 2)

 $^{^2}$ 引き取る基準を 50cc ではなく 125cc 以下としている自治体が問合せ等の中で数件確認されたが、その場合も今回は、「50cc のみ」に含めて集計した。

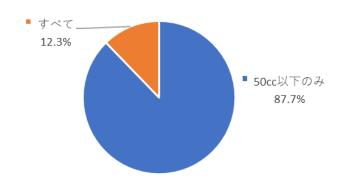


図 2 引取車両の排気量 (n=106)

▶ 前回調査(n=109)では、「全排気量」または「51cc 以上のみ」を引き取っている自治体を合わせると全体の 18.3% (20 自治体) であったが、今回調査では、全排気量を引取対象とする自治体が 12.3% (13 自治体) となった。

【O1-2】引取台数は約何台ですか(SA)

- ▶ Q1で「引き取っている」と回答した自治体(n=106)の平成28年度の引取台数について、「把握している」自治体が30.2%(32自治体)、「台数は把握していない」自治体が68.9%(73自治体)、「無回答」の自治体が0.9%(1自治体)であった。
- ▶ 引取台数を「把握している」と回答した自治体の、平成 28 年度実績での平均引取台数は、11.54 台であった。また最大引取台数は 95 台であった。(表 3)

表 3 引取台数の把握の有無・平均引取台数 (n=106)

年	引取台数を	引取台数を「把握	把握している	場合の台数
度	「把握している」	していない」	平均引取	最大引取
28	32%	73%	11.54 台	95 台

➤ 前回調査で引き取っていると回答した自治体(n=109)の平成 24 年度実績では、引取 台数を「把握している」自治体が 38.5% (42 自治体)、「把握していない」自治体が 61.5% (67 自治体)であり、把握している場合の平均引取台数が 12.31 台、最大引取 数は 83 台であった。引取台数を「把握している」自治体の割合は前回調査に比べて 減少したが、把握している場合の引取台数には大きな変化は見られない。

【Q1-3】引取車両をどのように処理していますか(MA)

▶ Q1で「引き取っている」と回答した自治体(n=106)の引取後の扱いは、「自らの施設で処分(有価物売買を含む)」が55.7%(59自治体)、「車両のまま売却」が19.8%(21自治体)、「廃棄物処理業者に委託処分」が29.2%(31自治体)、無回答が0.9%(1自治体)であった。(図3)

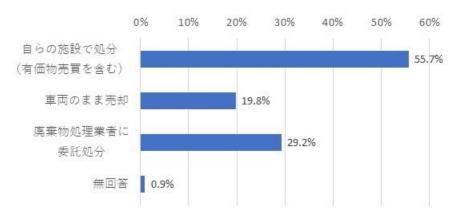


図 3 引取車両の扱い (n=106)

- ▶ 前回調査(n=109)では、「売却」が 45.0% (49 自治体)、「産廃業者に委託処分」が 18.3% (20 自治体)、「自らの施設で処分」が 43.1% (47 自治体) であった。「売却」が 45% (49 自治体) から 19.8% (21 自治体) に大幅に減った一方、「自らの施設で処分」が 43.1% (47 自治体) から 55.7% (59 自治体) に増えた。
- ▶ 「車両のまま売却する」と回答した自治体(n=21)の売却先は、「資源として業者に 売却」が90.5%(19自治体)、「無回答」が9.5%(2自治体)で、「中古車買取業者に 売却」と回答した自治体はなかった。
- ➤ 「廃棄物処理業者に委託処分」と回答した自治体(n=31)の委託先の内訳は、「一廃として」が90.3%(28自治体)、「産廃として」が3.2%(1自治体)、「一廃及び産廃として」が6.5%(2自治体)となり、「一廃として」処分している自治体が大半であった。(図4)

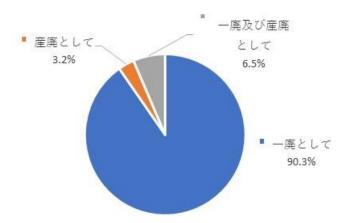


図 4 引取車両の委託先廃棄物処理業者 (n=31)

(3) 引取らない場合の「適正処理困難物」指定有無

【Q1-4】二輪車(オートバイ)を適正処理困難物に指定していますか (SA)

- ▶ Q1で「引き取っていない」と回答した自治体(n=1,036)のうち、廃棄二輪車を適正 処理困難物に「指定している」自治体は、55.1%(571自治体)³、「指定していない」 自治体は44.1%(457自治体)、無回答が0.8%(8自治体)であった。(図 5)
- ▶ 前回調査(n=747)では、「指定している」が57.3%(428 自治体)、「指定していない」が41.2%(308 自治体)であった。

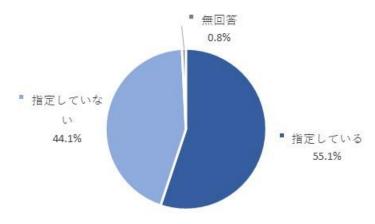


図 5 適正処理困難物への指定有無(n=1,036)

▶ Q1-4 で適正処理困難物に「指定している」と回答した自治体(n=571)について、その根拠としての条例有無について訊いたところ、「条例あり」が16.1%(92 自治体)、「条例なし」が83.7%(478 自治体)、「無回答」が0.2%(1 自治体)であった。(図6)

.

 $^{^3}$ 「『排出禁止物』として指定している」とのコメント付き回答が 1 件あったが、ここでは「適正処理困難物に指定」に含めて集計した。

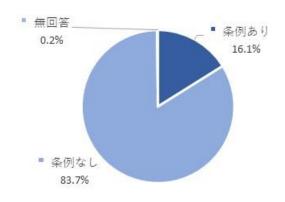


図 6 適正処理困難物指定の根拠 (n=571)

▶ 前回調査 (n=428) では、「条例あり」が 11.0% (47 自治体)、「条例なし」が 64.3% (257 自治体)、「条例はないが要綱等あり」が 23.8% (102 自治体) であった。

(4) 引取先の案内

【Q1-5】引取先を紹介していますか(SA)

▶ Q1で「引き取っていない」と回答した自治体(n=1,036)のうち、引取先の紹介の有無については、「紹介あり」が58.8%(609自治体)、「紹介なし」が40.6%(421自治体)、「無回答」が0.6%(6自治体)であった。(図7)

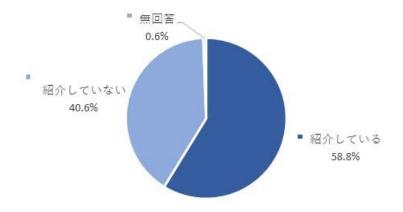


図 7 引き取らない場合の引取先紹介の有無 (n=1,036)

▶ 前回調査では、引き取っていないと回答した自治体(n=747)のうち、紹介「あり」が 76.4%(571 自治体)、「なし」が 22.5%(168 自治体)であった。

【Q1-6】紹介先についてお答えください(MA)

- ▶ Q1-5 で「引取先を紹介している」と答えた自治体 (n=609) の紹介先は、二輪車リサイクルシステムコールセンターの電話番号が最も多く、64.2% (391 自治体) であった。次いで、「二輪車販売店」が 56.3% (343 自治体) であり、その他として、廃棄物処理業者 (一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、リサイクル組合等、表現は様々) (3.0%)、(二輪車リサイクルの) 指定引取場所 (2.6%)、購入した店舗 (2.0%)、(公財) 自動車リサイクル促進センター (JARC) ウェブサイト (1.1%) 等があった。(図8)
- か回調査(n=571)では、「二輪車販売店」の 70.9% (405 自治体)が最も多く、次いで、 「二輪車リサイクルシステムのホームページ、コールセンター電話番号」が 54.5% (311 自治体)、「近隣の産業廃棄物処理業者」が 28.0% (106 自治体)であった。今 回調査では、『二輪車リサイクルシステム』コールセンターの電話番号が増えた(前 回:54.5%→64.2%)一方で、二輪車販売店が減少した。

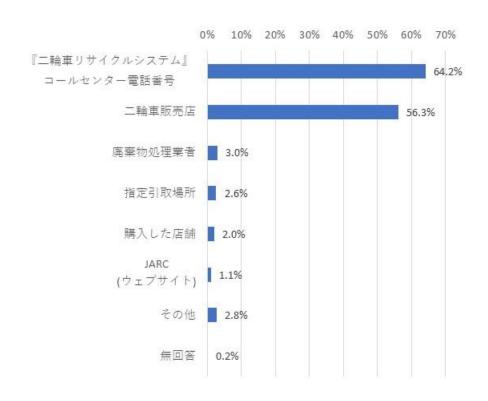


図 8 紹介する引取先の具体 (n=609)

注)「その他」の回答結果より、次を追加した:「廃棄物処理業者(一般廃棄物処理業者、産廃廃棄物処理業者、 リサイクル協同組合などを含む)」、指定引取場所、購入した店舗、自動車リサイクル促進センター(JARC) (ウェブサイト)。これらに当てはまらない回答は、「その他」とした。

「その他」の内容は以下のとおり。(括弧内は、同じ回答が複数ある場合の数)

- · 古物商(2)
- ·整備工場 (2)
- メーカー等
- · 自動車販売店
- ・二輪車リサイクル参加事業者 16 社
- ·栃木県産業資源循環協会
- ·全国軽自動車協会連合会東京事務所
- ➤ 二輪車販売店を紹介している場合、「『二輪車リサイクルシステム』における廃棄二輪車取扱店」を紹介するものが39.7%(136自治体)、「取扱店以外の販売店」が11.7%(40自治体)、「廃棄二輪車取扱店及び取扱店以外の販売店」48.7%(167自治体)であった。(n=343)(図9)

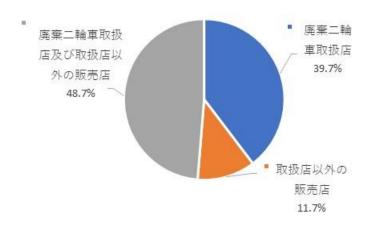


図 9 紹介している二輪車販売店の種類(n=343)

3-2. 二輪車リサイクルシステムの認知度

(1) 『二輪車(オートバイ)リサイクルシステム』の認知、案内方法

【O2】 『二輪車 (オートバイ) リサイクルシステム』についてご存知ですか (SA)

▶ 『二輪車リサイクルシステム』を知っているか否かについては、「知っている」が 64.0% (731 自治体)、「知らない」が 36.0%であった (411 自治体) (n=1,142) (図 10)

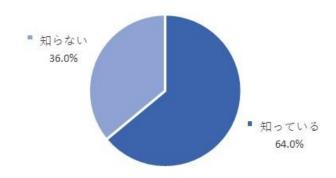


図 10 二輪車リサイクルシステムの認知度 (n=1,142)

- ▶ 前回調査 (n=856) では、「知っている」は 61.3% (525 自治体)、「知らない」は 38.6% (330 自治体) であった。
- ➤ 全都清会員に限定した割合は、「知っている」が84.3%(300 自治体)であり、非会員における認知度に比べて大幅に高くなっている。(図11)

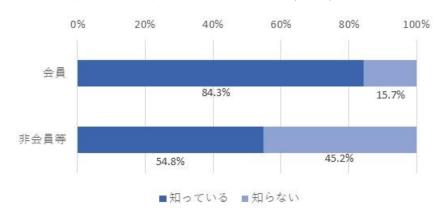


図 11 全都清会員・非会員別の二輪車リサイクルシステム認知度 (会員:n=356、非会員:n=786)

▶ 自治体の人口規模別でみると、人口 50 万人以上の自治体ではすべての自治体で認知されており、20 万人以上及び 10 万人以上の自治体ではともに 90%以上であった。一方、5 万人以下規模の自治体では、ほぼ半数の自治体が認知していない。(図 12)

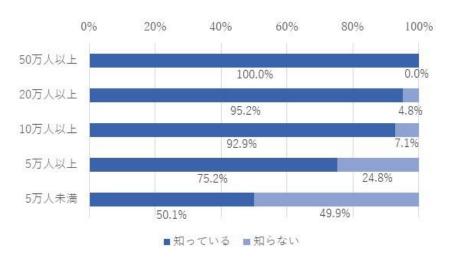


図 12 人口区分別のリサイクルシステム認知度 (n 数 50万人以上:31、20万人以上:84、10万人以上:127、 5万人以上=202、5万人未満=698)

▶ 廃棄二輪車を「引き取っている」自治体のうちリサイクルシステムを「知っている」 とした自治体は 67.9%、「引き取っていない」自治体で「知っている」とした自治体 が 63.6%であり、大差はみられない。(図 13)

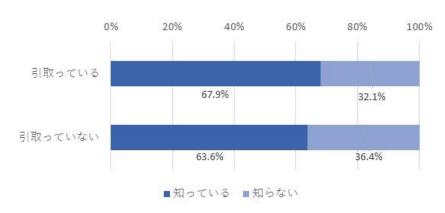


図 13 廃棄二輪車引取有無別の二輪車リサイクルシステム認知度 (引き取っている: n=106、引き取っていない: n=1,036)

▶ リサイクルシステムを「知っている」が「引き取っている」と答えた自治体(n=72) の引取後処理方法は、「自らの施設で処分(有価物売買を含む)」が 56.9%であり、「一 廃として処理」 26.4%、「車両のまま資源として業者に売却」 22.2%であった。

【Q2-1】住民への案内方法はどのようなものですか(MA)

➤ 二輪車リサイクルシステムについて「知っている」と回答した自治体(n=731)の住民への案内方法については、「問合せ応対時に口頭案内」が最も多く81.7%(597自治体)、次いで「ごみカレンダー、ごみの出し方冊子等に掲載」が39.5%(289自治体)、「ホームページに掲載」が37.1%(271自治体)であった。また、知ってはいるが「住民への案内は特に何もしていない」という自治体が数件見られた。(図14)

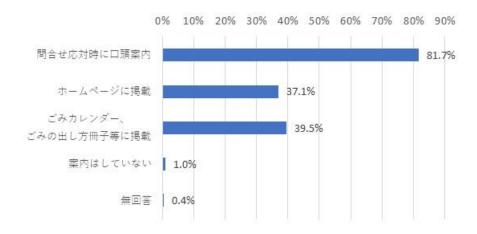


図 14 二輪車リサイクルシステムについて住民への案内方法(n=731)

(2) 二輪車リサイクルシステムの利用

【Q3】『二輪車(オートバイ)リサイクルシステム』において、自治体が自ら排出する場合の制度はご存知ですか。(SA)

▶ 自治体が自ら排出する場合の制度については、「活用したことがある」自治体は 3.2% (36 自治体)、「知っているが活用したことはない」が 36.8% (420 自治体)、「知らない」が 60.1% (686 自治体)であった。(n=1,142) (図 15)

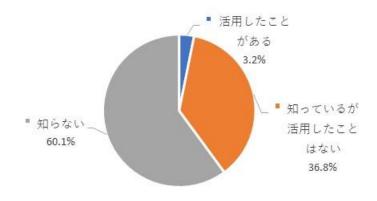


図 15 自治体排出車両受け入れシステムの活用有無 (n=1,142)

▶ 住民からの引取有無と自治体排出車両受け入れシステムの活用状況では、引取りを行 っている自治体で、「活用したことがある」自治体は無く、「知っているが活用したこ とはない | が 48.1%、「知らない | が 51.9%であった。引取りを行っていない自治体 では、「活用したことがある」自治体が 3.5%、「知っているが活用したことはない」 が 35.6%、「知らない」が 60.9%であった。(図 16)

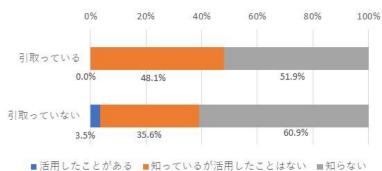


図 16 廃棄二輪車引き取り有無別の自治体排出車両受け入れシステム活用有無 (引き取っている:n=106、引き取っていない:n=1,036)

『二輪車リサイクルシステム』を認知しているか否かで『自治体排出車両受け入れシ ステム』の認知有無に違いがあるかについてみたところ、『二輪車リサイクルシステ ム』を認知している自治体の過半が『自治体排出車両受け入れシステム』を認知し、 『二輪車リサイクルシステム』について知らない自治体は『自治体排出車両受け入れ システム』についても知らない(96.6%)。ただし、自治体排出車両受け入れシステム についてのみ知っている自治体も少なからず存在した(3.4%)。(図 17)

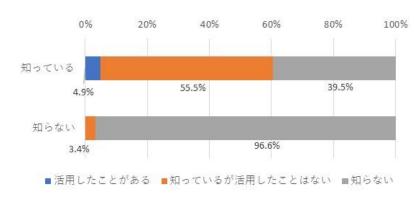


図 17 二輪車リサイクルシステム認知別の自治体排出車両受け入れシステム活用有無 (知っている:n=731、知らない:n=411)

【Q3-1】活用している理由は次のうちどれですか (MA)

▶ Q3で「活用したことがある」と回答した自治体(n=36)についてその活用は、「無料だから」が最も多く、80.6%(29自治体)、次いで「安心して処理委託できるから」が61.1%(22自治体)、「自らの施設では処理能力が足りないから」が27.8%(10自治体)であった。(図18)

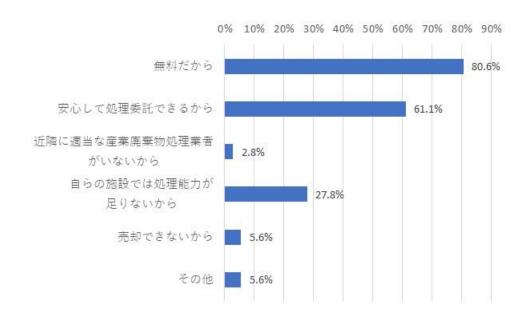


図 18 自治体排出車両受け入れシステムを活用する理由 (n=36)

「その他」の内容は以下のとおり。

- ・金属売却先の引き取り不可品目
- ・リサイクル促進の観点から活用

【Q3-2】活用しない理由についてお答えください (MA)

▶ Q3で「知っているが活用したことはない」と回答した自治体(n=420)が、活用しない理由として挙げたものは、「自らが排出者になることはないから」が最も多く69.0%(290自治体)、次いで「売却できるから」が12.9%(54自治体)、「これまでに事例がない」が10.5%(44自治体)、「所有する二輪車がない」が2.0%(8自治体)、「その他」が7.1%(30自治体)であった。(図19)

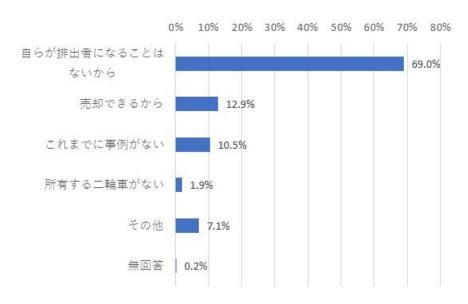


図 19 自治体排出車両受け入れシステムを活用しない理由 (n=420)

注)「その他」の回答結果より、次の回答選択肢を追加した:「これまでに事例がない」「所有する二輪車がない」。これらに当てはまらない回答は「その他」として集計。

「その他」の内容は以下のとおり。(括弧内は、同じ回答が複数ある場合の数) (リサイクルシステムの制度に関するもの)

- ・遠隔離島の当村の事業に適合しないため
- ・市内に引取り業者がいないため
- ・煩雑な手続が必要そうだから
- ・市内の産廃業者の方が安価だった為
- ・一廃または産廃として処理する方が手間等かからないため
- ・地元に廃棄二輪車の取扱店がないため

(自治体の事情によるもの)

- ・委託処分しているため(6)
- ・保管場所、人員不足(2)
- ・他の処理困難物と一緒に業者へ処理委託している(2)
- ・業者に引き取ってもらっているため
- ・50cc 以下は鉄くず扱いしている
- ・担当課が適正に処理をするため
- ・廃棄処理しているため
- ・不法投棄として捨てられており車両一体のものはないため
- ・産廃業者への処理委託が慣例となっているため
- ・販売店に引き取ってもらうため (2)
- ・不法投棄数台分を保管している状態
- ・市で管理する二輪車を廃棄する予定はないから
- ・警察照会が必要なため保管中
- ・各部署の周知にまでいたっていない
- ・自らの施設で適正に処理できるから

3-3. 放置車両について

(1) 放置車両の有無、台数、放置場所

【Q4】貴自治体所轄エリアに放置車両はありますか(撤去後、引取主が現れなかった放置 車両についてご記入ください)(SA)

▶ 放置車両の有無については、「把握していない」が最も多く、42.6%(487 自治体)、 放置車両は「ない」が38.8%(443 自治体)、放置車両が「ある」が18.6%(212 自 治体)であった。(n=1,142)(図20)

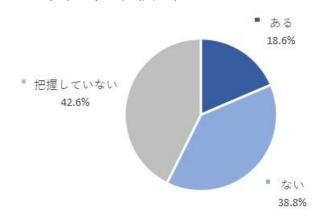


図 20 放置車両の有無 (n=1,142)

▶ 前回調査 (n=856) では、放置車両は「ない」が 37.1% (318 自治体)、「把握していない」が 35.7% (306 自治体)、「ある」が 25.7% (220 自治体) であった。今回調査では、前回調査に比べて「把握していない」自治体の割合が 35.7%から 42.6%に増えた一方、「ある」と回答した自治体の割合は、25.7%から 18.6%に減少した。

【Q4-1】台数についてご回答ください

▶ Q4で放置車両が「ある」と答えた自治体(n=212)において、平成28年、27年、26年の各年度の放置車両台数を「把握している」自治体は60%前後であった。回答年度ごとの平均台数は22~28台であり、合計台数は年あたり2,600台前後であった。(表4)

年度	台数を「把握	台数を「把握	把握している場合の台数		台数
十段	している」	していない」	平均	最大	合計
28	133(62.7%)	79(37.3%)	22.70	318	2,565
27	128(60.4%)	84(39.6%)	28.37	315	2,667
26	119(56.1%)	93(43.9%)	27.65	299	2,627

表 4 放置車両台数 (n=212)

- ▶ 100台以上を示した年のある自治体は、6市あった。
 - A市(318台/H28、315台/H27、299台/H26)
 - B市(265台/H28、251台/H27、188台/H26)
 - C市 (170台/H28、250台/H27、270台/H26)
 - D市 (150台/H28、150台/H27、150台/H26)
 - E市 (133 台/H27)
 - F市 (123台/H27、104台/H26)

(注:年度ごとに車両を処分せず、翌年度に車両を持ち越している場合があるため、 上記台数は、年度ごとの発生台数とは限らない。)

▶ 前回調査における実績台数(平成24年、23年、22年度)では、平均台数は19~23台と今回調査結果より少なかったが、最大台数は今回調査に比べて大幅に多く、1,187台(H22)とした自治体があった。

【Q4-2】放置車両のある場所についてご回答ください (MA)

- ▶ Q4で放置車両が「ある」とした自治体(n=212)のうち、放置場所として多く挙げられたのは、「路上」が61.8%(133自治体)、「駅前駐車場・駐輪場」が55.7%(118自治体)、「駅前放置禁止区域」が42.0%(89自治体)、「公園」が27.8%(59自治体)であった。(図21)
- ▶ 前回調査 (n=245) で多かったのは、「路上」(66.8%、147 自治体)、「駅前駐車場・ 駐輪場」(51.4%、113 自治体)、「駅前放置禁止区域」(36.8%、81 自治体) であった。

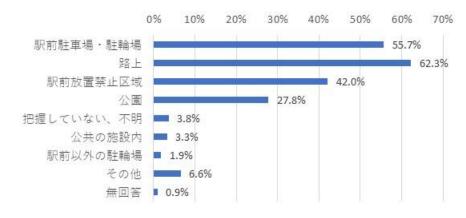


図 21 放置車両のある場所(n=212)

注)「その他」の回答結果より、次の回答選択肢を追加した:「把握していない、不明」「公共の施設内」「駅前以外の駐輪場」。これらに当てはまらない回答は、「その他」として集計した。

「その他」の内容は以下のとおり。(括弧内は、同じ回答が複数ある場合の数)

・空地 (3)

·河川(3)

・ごみ集積所(2)

・山中

・道路脇

・陸上競技場

・道路施設(道の駅)

・市営住宅

水路敷き

雑種地

(2) 放置車両の扱い

【Q5】放置車両を撤去した場合、引取主が現れなければどのように取り扱いますか (MA)

- ➤ 回答のあったすべての自治体 (n=1,142) に対して、放置車両が発生した場合の扱いを訊ねた質問では、「売却」よりも「委託処分」が多かった。委託処分でも「一廃として委託処分する」が 24.5% (280 自治体) と最も多かった。その他の回答としては、「警察に対応を依頼」、「リサイクルシステムを活用」等があった。(図 22)
- ▶ 本設問には、「実績なし・撤去なし」「規定なし・未定」と記述した回答が多く、これまでに撤去の実績がなく、対処方法も特に決めていない自治体が散見された。
- ▶ 前回調査 (n=856) では「委託処分 (一廃として)」が 18.5%、「委託処分 (産廃として)」が 15.1%、「売却 (車両のみで売却)」が 4.8%、「売却 (他の金属類をあわせて売却)」が 6.3%、「売却・譲渡」が 3.4%、であった。
- ▶ 「リサイクルシステムを活用する」と答えた自治体は、前回調査では、1.4%であったが、今回調査では 3.4%に増加した。

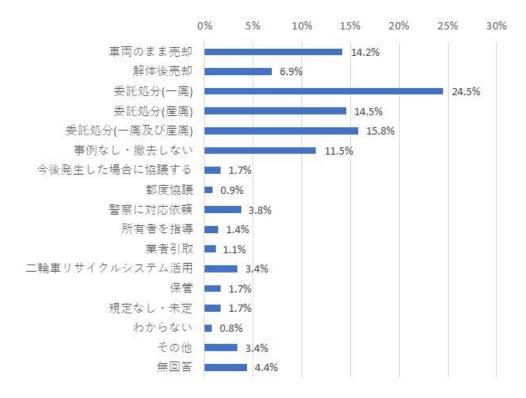


図 22 放置車両の撤去後の取扱い (n=1,142)

注)「その他」の回答結果より、次の回答選択肢を追加した:「実績なし・撤去しない」「今後発生した際に協議する」「都度協議」「警察に対応依頼」「所有者を指導」「業者引取」「リサイクルシステムを活用」「保管」「規定なし・未定」「わからない」。これらに当てはまらないものは、「その他」として集計。

「その他」の回答は以下のとおり。

- ・自らの施設で処分(一部事務組合の施設を含む)(8)
- ・販売店に相談(7)
- ・土地所有者に対応を促す(6)
- ・関係機関と連絡を取り合う
- ・自転車商業協同組合から申し出があればリサイクル活用
- ・近隣自治体の処分方法を参考にする

▶ 放置車両の有無と『自治体排出車両受け入れシステム』活用の有無をみると、放置車両が「ある」と答えた自治体 212 自治体のうち、当該システムを「活用したことがある」と回答した自治体は 9.0% (19 自治体)で、「知っているが活用したことはない」が 47.2% (100 自治体)、「知らない」が 43.9% (93 自治体)であった。(表 5)

表 5 放置車両の有無別の『自治体排出車両受け入れシステム』活用状況

		全体	活用したこ とがある	知っている が活用した ことはない	知らない
	ある	212	19	100	93
	w5	100%	9.0%	47.2%	43.9%
	ない	443	9	162	272
放置車両		100%	2.0%	36.6%	61.4%
の有無	把握して	487	8	158	321
	いない	100%	1.6%	32.4%	65.9%
	合計	1,142	36	420	686
	口間	100%	3.2%	36.8%	60.1%

【Q6】放置車両を撤去した場合の扱いは条例の定めによるものですか(SA)

▶ Q5の扱いについて、条例の定めの有無については、「はい」が24.5%(280自治体)、「いいえ」が72.0%(822自治体)、「無回答」が3.5%(40自治体)であった。(図23)

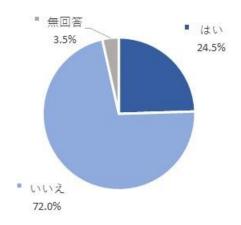


図 23 放置車両の撤去後の扱いに関する条例の有無(n=1,142)

- ▶ 前回調査 (n=814) では、「はい」が 21.0%(171 自治体)、「いいえ」が 77.0% (627 自治体)、であった。
- ▶ Q5で「車両のまま売却」を選択した自治体について条例の有無をみると、「はい」が 56.8% (92 自治体)、「いいえ」が 42.6% (69 自治体)であり、「条例の定めがある」 と答えた自治体が「定めがない」と答えた自治体よりも多かった (n=162)。(表 6)

表 6 放置車両を「車両のまま売却」と回答した自治体における条例の有無(n=162)

		Q6 放置車両の扱いは条例の			
	合計			ですか	
				無回答	
Q5 で「車両のまま売却」	162	92	69	1	
と回答	100%	56.8%	42.6%	0.6%	

3-4. 不法投棄車両について

(1) 不法投棄車両の有無、台数、放置場所

【Q7】貴自治体所轄エリアに不法投棄車両はありますか (SA)

➤ 不法投棄車両の有無については、「把握していない」との回答が最も多く、40.7%(465 自治体)、次いで「ない」が38.8%(443自治体)、「ある」が20.4%(233自治体)で あった。(n=1,142)(図24)

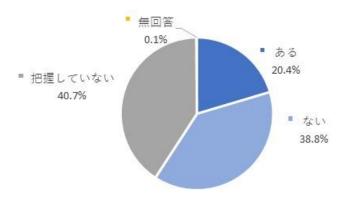


図 24 不法投棄車両の有無 (n=1,142)

▶ 前回調査 (n=856) では、「把握していない」が 34.8%(298 自治体)、「ない」が 35.9% (307 自治体)、「ある」が 28.6% (245 自治体) であった。前回調査と比べると、「把握していない」が増加、「ない」が微増、「ある」が減少となっている。

【Q7-1】台数についてご回答ください

- ▶ Q7で不法投棄車両が「ある」と答えた自治体(n=233)のうち、平成28年、27年、 26年の年度ごと不法投棄車両台数について、「把握している」自治体は40~50%であった。(表7)
- ▶ 台数を回答した自治体では、平均台数は5~8台であり、合計台数は年あたり500台前後であった。平均台数は、年々減少傾向にある。(表7)
- ⇒ 当該3年間で年間50台以上を示した年のある自治体は、東京都23区内の2区であった。

A区(70台/H28、120台/H27、130台/H26)

B区(51台/H27、53台/H26)

表 7 不法投棄車両台数(n=233)

年度	台数を「把握	台数を「把握	把握	把握している場合の台数		
十段	している」	していない」	平均	最大	合計	
28	120(51.5%)	113(48.5%)	5.43	70	500	
27	97(41.6%)	136(58.4%)	6.86	120	480	
26	90(38.6%)	143(61.4%)	7.57	130	507	

▶ 前回調査では、今回調査よりも多くの自治体(60~70%前後)が台数を把握している とし、3か年(22、23、24年度)の平均台数はおよそ6台強であった。

【Q7-2】不法投棄車両のある場所についてご回答ください(MA)

- ▶ Q7 で不法投棄車両が「ある」とした自治体のうち (n=233)、その不法投棄車両がある場所で多かったのは、「道路」が 54.9% (128 自治体)、「山林・川等」が 50.2% (117 自治体)、「公園」が 23.2% (54 自治体)、「ごみ集積所」が 9.4% (22 自治体)であった。(図 25)
- ▶ 前回調査 (n=245) で多かったのは、「山林・川等」(65.3%)、「道路」(33.5%)、「ごみ集積所」(12.2%)、「公園」(5.7%) であった。

「山林・川など」、「ごみ集積所」は前回調査より減少し、「道路」、「公園」が増加した。

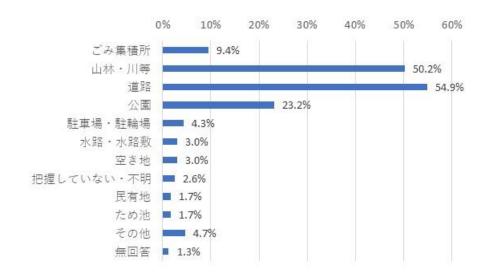


図 25 不法投棄車両のある場所 (n=233)

注)「その他」の回答結果より、次の回答選択肢を追加した:「駐車場・駐輪場」「水路・水路敷」「空き地」「把握 していない・不明」「民有地」「ため池」。これらに当てはまらない回答は、「その他」として集計。 「その他」の内容は以下のとおり。(括弧内は、同じ回答が複数ある場合の数)

·公共施設内(3)

・雑木林

・リサイクルステーション

・河川敷

• 洲

・公営住宅

(2) 不法投棄車両の取扱い

【O8】不法投棄車両を撤去した場合、どのように取り扱いますか(MA)

- ➤ 回答のあったすべての自治体(n=1,142)に対して、不法投棄車両が発生した場合の扱いを訊ねた質問では、「売却」よりも「委託処分」が多く、中でも最も多かったのが「一廃として委託処分する」であった(26.6%、304 自治体)。その他には、「警察に対応を依頼」(2.1%)、「二輪車リサイクルシステム活用」(3.7%)等が見られた。(図26)
- ▶ 「事例なし・撤去なし」「規定なし・未定」という回答が多く、これまでに撤去の実績がなく、対処方法も特に決めていない自治体が多くみられた。
- ▶ 前回調査 (n=856) では「委託処分 (一廃として)」が 19.4%、「委託処分 (産廃として)」が 15.9%、「売却 (車両のみで売却)」が 2.1%、「売却 (他の金属類をあわせて売却)」が 7.5%であった。
- ➤ 委託による処分が売却より多い点は、前回調査と同様の結果であったが、「売却(車両のみで売却)」が、2.1%から9.6%に増加した。
- ► 「二輪車リサイクルシステム活用」と答えた自治体の割合は、前回調査では、2.5%であったが、今回調査では 3.8%に増加した。

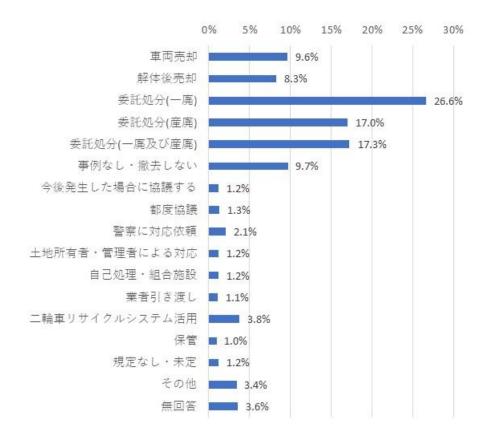


図 26 不法投棄車両の撤去後の取扱い (n=1.142)

注)「その他」の回答結果より、次の回答選択肢を追加した:「事例なし・撤去しない」「今後発生した場合に協議する」「都度協議」「警察に対応依頼」「土地所有者・管理者による対応」「自己処理・組合施設」「業者引き渡し」「二輪車リサイクルシステム活用」「保管」「規定なし・未定」。これら以外の回答は「その他」として集計。

「その他」の回答は以下のとおり。

- ・販売店に協力依頼(7)
- ・わからない・不明 (5)
- ・所有者・親族に対応を促す(4)
- ・県に報告し指示を仰ぐ
- ・協定業者に処分料金を支払い、解体処分を行っている
- ・年に一回、奈良県産業廃棄物協会の行う不法投棄物撤去活動にて処分
- ・近隣自治体の処分方法を参考にする
- ・市が直接撤去することはなく、投棄者に撤去させている

等

➤ 不法投棄車両の発生有無と『自治体排出車両受け入れシステム』の有無をみると、不 法投棄車両が「ある」と答えた自治体 233 自治体のうち、当該システムを「活用した ことがある」と回答した自治体は 6.9% (16 自治体) で、「知っているが活用したことはない」が 47.2% (110 自治体)、「知らない」が 45.9% (107 自治体) であった。(表8)

表 8 不法投棄車両の有無別の『自治体排出車両受け入れシステム』活用状況

		全体	活用したこ とがある	知っている が活用した ことはない	知らない
	ある	233	16	110	107
不法投棄車両 の有無	める	100%	6.9%	47.2%	45.9%
	ない	443	12	169	262
		100%	2.7%	38.1%	59.1%
	把握して	465	8	141	316
	いない	100%	1.7%	30.3%	68.0%
	合計	1,141	36	420	685
		100%	3.2%	36.8%	60.0%

【Q9】不法投棄車両を撤去した場合の扱いは条例の定めによるものですか (SA)

▶ Q8の扱いについて、条例の定めの有無については、「はい」が16.3%(186 自治体)、「いいえ」が82.0%(936 自治体)、「無回答」が1.8%(20 自治体)であり、「いいえ」が8割以上を占めた。(図27)(n=1,142)

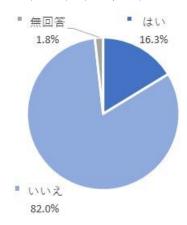


図 27 不法投棄車両の撤去後の扱いに関する条例の有無(n=1,142)

▶ 前回調査 (n=803) では、「はい」が 9.2%(74 自治体)、「いいえ」が 87.3% (701 自治体)、であった。

▶ Q8で「車両のまま売却」を選択した自治体(n=110)について、条例の有無は、条例 有りが27.3%(30自治体)、条例無しが72.7%(80自治体)であった。(表9)

表 9 放置車両を「車両のまま売却」と回答した自治体における条例の有無(n=100)

		Q9 放置車両の扱いは条例	
	合計	の定めによるものですか	
		はい	いいえ
Q8 で「車両のまま売却」と回答	110	30	80
	100%	27.3%	72.7%

以上